

公益財団法人オホーツク財団
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「法律」という。）及び定款に基づき、公益財団法人オホーツク財団（以下「財団」という。）の役員及び評議員の報酬等の額及びその支給基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人に認定等に関する法律（以下「認定法」第5条第13号で定めるものをいう。

(報酬の支給)

第3条 財団は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬月額、別表第1に定める1人あたりの月額及び年度総額の範囲内で、理事会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は、各年度の総額が400,000円を超えない範囲で、財団事業に執務したときは、別表2に基づき支給する。
- 4 評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第3に基づき支給する。

(新たに就任したときの報酬)

第4条 新たに常勤役員に就任した者は、その日から報酬を支給し、報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められて報酬を支給する。

- 2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の途中から支給するときの報酬支給額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(退任又は解任時の報酬)

第5条 財団の都合により退任し又は解任されたときは、退任し又は解任された

日の属する月の報酬を支給する。

- 2 常勤役員が前項以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し又は解任された日までの報酬を支給する。この場合において、その支給額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員の報酬については、この規程に定めるほか、財団職員給与規程の例による。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、支給すべき報酬の金額から、その金額を控除したものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、派遣等による常勤役員の報酬については、派遣元に支払うことができる。

(費用弁償)

第7条 遠隔地から理事会、評議員会等に出席するため、交通費を必要とする場合には、財団旅費規程（以下、「旅費規程」という。）等に定める基準に準じてその費用を支給することができる。

- 2 役員及び評議員が職務遂行に伴い発生する交通費や宿泊費については、旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(公表)

第8条 この規程をもって、法律第20条2項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附 則

この規程は、公益財団法人オホーツク地域振興機構の設立登記の日から施行する。

この規程変更は、令和2年6月15日から施行する。

この規程変更は、令和4年6月10日から施行する。

この規程変更は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 常勤役員

役職名	報酬月額	年度総額
理 事	300,000 円以下（1 人あたり）	3,600,000 円以下（1 人あたり）

2 非常勤役員

役職名	報酬日額	年度総額
理 事	6,000 円（1 人あたり）	400,000 円以下（全員分）
監 事	6,000 円（1 人あたり）	

3 評議員

役職名	報酬日額	年度総額
評議員	6,000 円（1 人あたり）	400,000 円以下（全員分）